

令和における福生市立学校の在り方検討委員会報告書

第1章（2案）

➤ 4頁～17頁

修正箇所

① 7頁・8頁

「(3) 各校のコミュニティ・スクールの取組」を追加

② 9頁

本文枠内「1 コミュニティ・スクールのメリット」(3)に

「・自治会」を追記

第2章（案）

➤ 18頁～33頁

1 コミュニティ・スクール制度の概要

コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置している学校である。学校運営協議会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 に定められており、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関である。

＜地方教育行政の組織及び運営に関する法律＞

第 47 条の 5

教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。（後略）

この制度は、平成 16 年 3 月の中央教育審議会答申等において、「保護者や地域住民が公立学校運営に参画するための新たな制度の創設が提言された」ことを受け、同法律に位置付けられたものである。その後、平成 29 年 4 月に同法律が改正され、学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務となった。

コミュニティ・スクールのイメージは図 1 のとおりである。

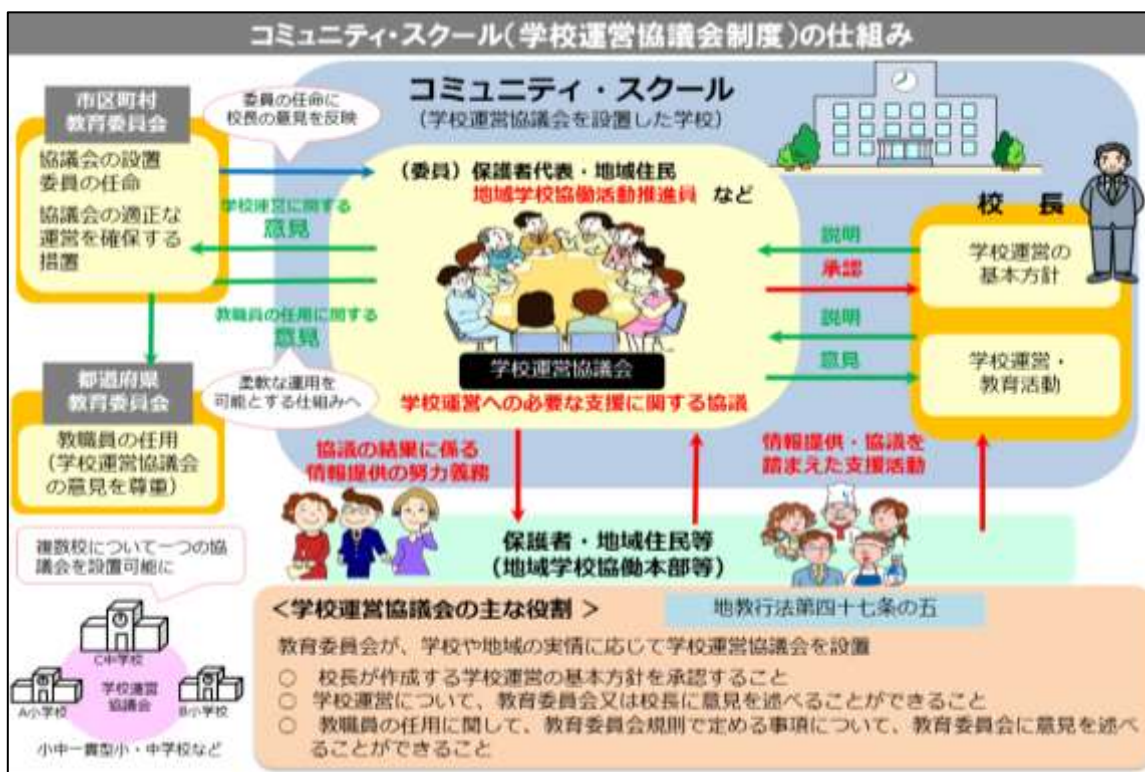


図 1 コミュニティ・スクールのイメージ (文部科学省ホームページより抜粋)

本市では、児童・生徒・保護者にとって分かりやすい呼称を重視するため、学校運営協議会を「コミュニティ・スクール委員会」と称することとしている。

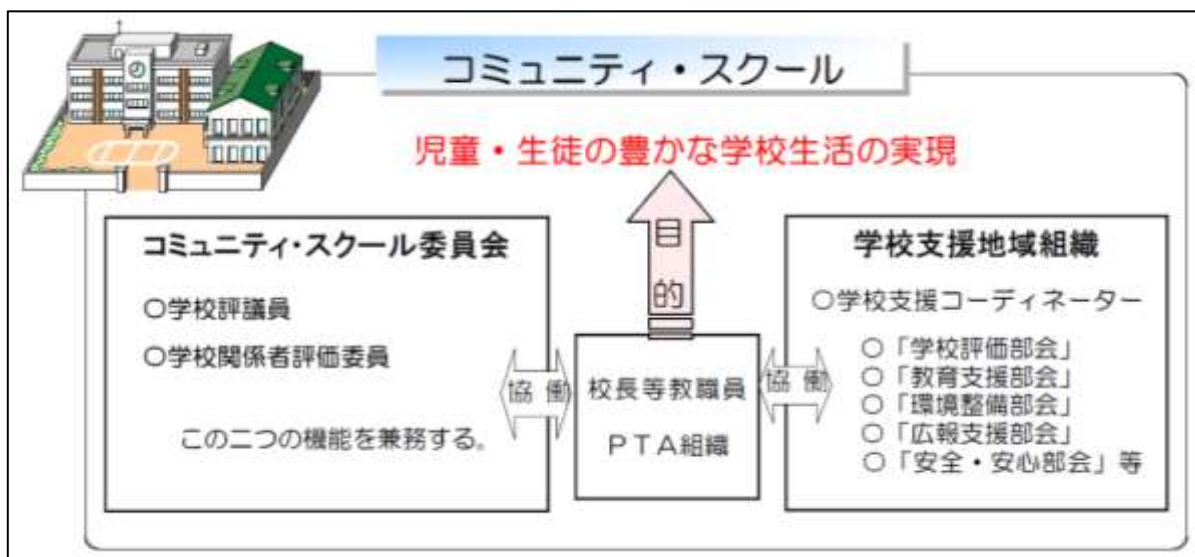
コミュニティ・スクール委員会の主な役割は次の3点である。

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見具申すること
- 教職員の任用に関して、教育委員会に意見具申すること
(教育委員会はその意見を尊重して教職員を任用する)

2 コミュニティ・スクールと学校支援地域組織とのかかわり

学校支援地域組織とは、地域の方々や保護者がボランティアとして、福生市の小・中学校で学校教育を支援する仕組みである。福生市教育委員会は、平成25年度に「福生市学校支援地域組織事業実施要綱」を制定し、全校に学校支援コーディネーターの配置が完了した。

本来、図1で示した通り、「学校運営協議会」と「地域学校協働本部」は異なる組織で、その役割も異なる。しかし、本市では、その一体的な推進が重要であると考え、福生市立学校運営協議会規則第15条に「協議会は、当該指定学校の運営について、保護者及び地域の住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めなければならない。」と定め、国の定義による「学校運営協議会(本市でいう「コミュニティ・スクール委員会」)」と「地域学校共同本部(本市でいう「学校支援地域組織」)」を一体的に捉え、まとめて「コミュニティ・スクール」と称することとした(図2)。



「福生市立学校コミュニティ・スクール制度導入検討委員会」報告書(平成27年3月)より

図2 コミュニティ・スクール委員会と学校支援地域組織

そのため、理論上は、コミュニティ・スクール委員会と学校支援地域組織が協働して、それぞれの学校の授業補助や学校の学習環境の整備、登下校の見守り、放課

後の学習支援等を行っていることとなっているが、そこに関わる地域の方々、つまりコミュニティ・スクール委員会委員と学校支援地域組織のメンバーは、ほとんどが重なっている。

3 コミュニティ・スクールの導入状況

(1) 全国・東京都・福生市の導入状況

平成 29 年 4 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務となった。そのことで、全国的には、コミュニティ・スクールを導入した学校は増加し、令和 4 年度末時点で 15,221 校となったものの、全体の 42.9%、5 校に 2 校にしか、導入が進んでいない状況にある。

東京都では、718 校、31.4%で全国よりも導入が進んでいない状況であるが、福生市は 10 校、100%となっている。

◇ 全国のコミュニティ・スクールの導入状況	15,221 校 (42.9%)
◇ 東京都のコミュニティ・スクールの導入状況	718 校 (31.4%)
◇ 福生市のコミュニティ・スクールの導入状況	10 校 (100%)
令和 4 年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査結果より作成	

(2) 福生市におけるコミュニティ・スクール制度導入から完了までの動き

福生市教育委員会では、平成 27 年 1 月に福生市立学校コミュニティ・スクール制度導入検討委員会を設置し、学識経験者、保護者、町会・自治会等、地域住民等の力を借りながら、本制度を導入するにあたっての具体策について協議を重ねた。

結果、表 1 のとおり、平成 28 年 4 月、福生第四小学校を福生市初めてのコミュニティ・スクールとして指定し、その後は順次、計画的に指定を行っていった。令和 2 年度に、福生第一中学校、福生第三中学校を指定したことで、導入検討委員会の設置から 5 年余りで福生市の全ての小・中学校がコミュニティ・スクールとなった。

指定年度	学校名
平成 28 年度	福生第四小学校
平成 29 年度	福生第六小学校
平成 30 年度	福生第一小学校、福生第二小学校、福生第五小学校
平成 31 年度	福生第三小学校、福生第七小学校、福生第二中学校
令和 2 年度	福生第一中学校、福生第三中学校

表 1 福生市立学校 コミュニティ・スクール指定年度一覧

(3) 各校のコミュニティ・スクールの取組

コミュニティ・スクールの設置を100%にできた背景には、各校のコミュニティ・スクール委員会の特色を生かした運営が大きく影響しているものと考えます。

福生第一小学校



一小は、今年で指定5年目となります。これまで学校支援コーディネーターがパイプ役として地域との連携を実現。総合的な学習の時間では、商店街等の思いを学びながら郷土愛を育む学習を進めています。令和5年の創立150周年に向け、学校・CS委員・地域がさらに協力しながら教育活動を充実していきます。

福生第二小学校



二小CS委員では、今年で指定5年目を迎え、地域協働・安心安全を基本に活動しています。二小では、コロナ禍等、様々な諸課題にご意見をいただき、それを教育課程に生かしています。特に実働組織の「くまっこ応援団」は学校にはなくてはならない存在です。地域の人材や教材を学校と繋げたり、授業を支援していただいたり、と大活躍です。

福生第三小学校



三小では、コミュニティ・スクールとして4年目を迎え、児童を真ん中に、保護者・地域・教職員が一体となって子供たちの成長と安全を支える取組を進めています。CSの活動として行っている学校支援地域組織「三小応援団」の「安心・安全」「学習」「環境」「地域ふれあい」の4つのサポートは、運動会や持久走大会での児童の安全管理、ミシンの指導補助、芝生の整備など、様々な場面で三小の教育活動を支えています。

福生第四小学校



今年度四小では、CS委員と教職員の交流の機会を設けました。各学年のカリキュラム資料に目を通しながら、今後の活動の可能性を探ることができました。

また、毎月1回土曜日に開催している土曜クローバーの時間は、多くの子どもたちで賑わっています。10月に行われたクローバーまつりでは、地域のお囃子などの伝統行事に触れることができ、大変貴重な機会となりました。

福生第五小学校



五小では、目指す学校像に「コミュニティ・スクールとして、保護者、地域・関係諸機関、教職員が一体となり、一人一人を大切に安全で安心な学校の実現」を掲げ、CS委員・保護者と協働し、より良い学校運営を進めています。CS委員には、愛鳥保護活動をはじめ、授業のゲストティーチャーや放課後学びタイムの個別指導・添削、運動会の競技補助、体力テストの計測等、様々な活動で児童と関わっていただき教育を充実しています。

福生第六小学校



六小では、地域、保護者、学校が連携・協力して子どもたちを育てていくために、目指す子ども像をCS委員会で共有し取組を推進しています。学校周辺の環境整備、交通安全の取組、うさぎの世話など、幅広く活動を行っています。新型コロナウイルス感染症の影響で多くの取組が中止されていましたが、今年度は「六ちゃん池」の掃除を3年ぶりに実施しました。3学期には「六小祭り」も3年ぶりに地域、保護者の皆さんと一緒に実施します。

福生第七小学校



七小では「本物体験」を合い言葉に、CS・PTA・地域・学校が連携し、児童の学び・体験の充実を図っています。七小CSの活動は実に様々で積極的です。1年を通じてホテルの育成を中心としたビオトープの活用、多摩川に関する自然学習、持久走、プロの演奏・読み聞かせの鑑賞会、稲栽培と稲藁正月飾り製作、学習サポートや行事開催時の安全管理などです。七小CSの活動に今後も注目をお願いします。

福生第一中学校



一中では、総合的な学習の時間の職業学習の一環として、CS委員会と連携し、CS委員自身を先頭に地域の方々を講師に招き、例年1年生を対象に「職業講話」を実施しています。その職業に就いている方が普段着ている制服姿での実演を交えたお話や貴重な体験談は、一中の総合的な学習の時間の大きな柱となっています。昨年度は「7組」でも実施しました。

福生第二中学校



二中では、毎年11月末にCS委員会と連携し「美化活動」を実施しています。これは、CS委員の方々、地域の方々、教職員、生徒が、加美平公園の落ち葉掃きを行ったり、廊下の壁紙の張替えを行ったりする活動です。生徒は、美化委員会を中心に、ボランティアとして募って実施しており、二中にとって「生徒の豊かな心」と「地域と協働する心」を育む貴重な取組です。

福生第三中学校



三中のCSは、「地域防災・安全教育」「出前授業～地域の方々から学ぶ～」 「健全育成」「環境美化」の4つの取組みを柱に活動を進め、今年で4年目となります。CS委員の様々なコーディネートによって、地域の人的・物的資源を有効活用することで、より質の高い教育の実現に取り組んでいます。その一方で、生徒が地域行事に積極的に参加し、貢献することで地域と学校が互いに「ウイン・ウイン」の関係となることを目指しています。

※ 「各校のコミュニティ・スクールの取組」は、教育広報「福生の教育」第78号、第79号、第81号に掲載の「福生市立コミュニティ・スクール」を基に作成

4 コミュニティ・スクール総会の開催

令和4年5月に、10校のコミュニティ・スクール委員会委員の方々、各小・中学校の教職員が一堂に会して情報交換を行うことを目的に第1回のコミュニティ・スクール総会を開催した。参加者はコミュニティ・スクール委員58人、教職員49人の計107人であった。

総会は、事例発表と分科会協議の二部構成（写真1、2）で行い、第一部の事例発表では、西多摩地区初のコミュニティ・スクールに指定された福生第四小学校及び市内で2番目に指定された福生第六小学校が、これまで推進してきた取組などを発表した。



写真1 事例発表（福生第六小学校）



写真2 分科会協議

第二部の分科会協議では、コミュニティ・スクールのメリット及び理想のコミュニティ・スクールの2つのテーマで協議を行い、次のような意見が参加者から出された。

1 コミュニティ・スクールのメリットについて

- (1) 地域人材の活用、学習環境の提供等により、教育活動が充実し、負担が軽減すること
- (2) 子どもと地域をつなげられること
- (3) 学校と地域、町会・自治会の意識が一つになること
- (4) 多様な考えが子どもたちの学びに生かされること
- (5) 学校や地域の歴史を知ることができること

2 理想のコミュニティ・スクールについて

- (1) 幼保小中のつながりを意識した活動を展開すること
- (2) 学校がさらに開かれた存在であること
- (3) 協力と参画をテーマに同じ理想に向けて進んでいくこと
- (4) 他地区との連携があること
- (5) 足りない部分を補える潤滑油的な存在であること

各校のコミュニティ・スクール委員と教職員がそれぞれの立場から「福生の子どものために何ができるか」という視点で思いを共有するなど、有意義な情報交換を行うことができた。

5 コミュニティ・スクール委員会委員の現状

各小・中学校コミュニティ・スクール委員会の委員を依頼している地域の方々に、重なりが生じている状況がある。表2は、令和5年度の市立小・中学校コミュニティ・スクール委員会委員の一覧であるが、太枠で囲んだ委員は、複数校の委員を兼務している地域の方々である。多くの方が委員を兼務することで、コミュニティ・スクール委員会が成り立っていることが分かる。一部の地域の方々に負担が多くかかってしまっている一方で、兼務により小学校と中学校との情報共有のし易さもあると考えられる。

一中校区			二中校区				三中校区		
福生二小	福生三小	福生一中	福生一小	福生四小	福生六小	福生二中	福生五小	福生七小	福生三中
〇〇〇〇	〇〇〇〇	B 氏	〇〇〇〇	〇〇〇〇	F 氏	〇〇〇〇	〇〇〇〇	I 氏	〇〇〇〇
〇〇〇〇	〇〇〇〇	A 氏	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
〇〇〇〇	〇〇〇〇	E 氏	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	I 氏
A 氏	E 氏	D 氏	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
B 氏	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	G 氏	〇〇〇〇	〇〇〇〇
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	H 氏
C 氏	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	H 氏	〇〇〇〇	G 氏
D 氏	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	F 氏	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
〇〇〇〇	〇〇〇〇	C 氏	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇

表2 福生市立小・中学校コミュニティ・スクール委員会委員（令和5年度）

また、学校支援地域組織において、地域と学校をつなぐ役割を担う学校支援コーディネーターは、26名中22名が各校のコミュニティ・スクール委員を兼務している（令和5年5月1日現在）。コミュニティ・スクール委員同様、実働する学校支援コーディネーターについても、一部の地域の方々が集中して担っていること、人材を選定するにあたり、現在活動いただいているコミュニティ・スクール委員や学校支援コーディネーターの方々の人脈に頼らざるを得ない状況がある。

現在は、学校及びコミュニティ・スクール委員双方がメリットを実感しながら、様々な取組が行われているが、多くの役割を担っている委員から、次の世代に委員を引き継いだ時に、その関係性が崩れるようなことはあってはならない。

今後、中・長期的な視点から、コミュニティ・スクール委員会及び学校支援地域組織が持続可能な仕組みとなるよう、継続的に人材を確保、育成していくことが課題となっている。

【委員の意見】

本校のコミュニティ・スクールは、学校支援コーディネーターが、学校の要望に応じて、地域のふさわしい人材を紹介して、学校の教育活動に関わってもらい、活動の充実につなげている。学校の応援団としての学校支援地域組織の体制をつくるため、人材の更なる掘り起しが必要である。

【委員の意見】

本校は、コミュニティ・スクール委員が固定化している現状がある。また、コミュニティ・スクール委員の方々が学校のために活動してくれていることが日常的になりすぎて、当たり前のような受け止め方をしている教員がいる。

【委員の意見】

現在は、コミュニティ・スクール委員の方々に学校の行事等の支援を行っていただき、教員の負担軽減につながっている。今後も学校とコミュニティ・スクール委員双方が無理なく協力し、学校の教育活動を充実させるよう取組を進めていきたい。

【委員の意見】

本校では、年を追うごとにコミュニティ・スクールとしての活動にも安定感が増し、地域に開かれた学校の実現に向けて着実に前進している。生徒がいくつかの地行事に参加することで地域行事を盛り上げ、生徒も感謝の言葉を地域の方々から言ってもらえた等、自己有用感が高まり、お互いにプラスの活動になっている。

【委員の意見】

本校のコミュニティ・スクール委員は半数が同じ校区のコミュニティ・スクール委員と重複している。小中連携や地域密着という点で、常に情報が共有されていることについてはメリットが大きいと感じている。

一方で、人材に大きな変化がないことで今後の活動が硬直してしまう恐れもあるように感じている。

6 持続可能なコミュニティ・スクールの在り方～人材育成を中心に～

今後、本市におけるコミュニティ・スクール委員会と学校支援地域組織の一体的な取組を推進し、コミュニティ・スクールを持続可能なものにしていくための考え方を本検討委員会における提言として示す。

提言（1）コミュニティ・スクールの在り方

コミュニティ・スクールの取組は、一過性の取組や特定の人たちに依存するかたちではなく、持続可能なものでなければならない。また、地域の人材の世代交代や学校の教職員の人事異動があっても、組織体制や取組が維持・継続されなければならない。そのためには、コミュニティ・スクールに関わる人々が「地域の子は地域で育てる」との理念を共有し、地域、学校双方が対等の立場でお互いを高め合うような「win-win の関係」を構築していくことが大切である。そして、活動を通じて子どもたち自身も地域や学校のために貢献でき、自己有用感を感じられるような取組にしていく必要がある。そのためには、これまでに築かれてきた地域と学校のつながりや活動、それらの拠点を大いに活用していきたい。

【委員の意見】

教職員は限られた年数しかその学校に在籍することができないため、「地域の子は地域で育てる」との理念を尊重し、学校を含めた、地域の子どもに関わる全ての大人が課題解決に協働していくことが重要だと考える。心から「地域を愛する人」、「地域をよくしたいと考える人」こそが、コミュニティ・スクール委員であってほしい。

【委員の意見】

少子高齢化や核家族化等の社会環境の変化の中で、短期的、中・長期的な視野の両面からコミュニティ・スクール委員の人材を幅広く掘り下げ、より多くの大人が学校運営に係る気運を高め、コミュニティ・スクール委員の世代継承を上手く行っていただきたい。

【委員の意見】

普段から、学校と保護者と地域が連携を密にすることが、「win-win の関係」につながることを考えると考える。自分のメリット・デメリットだけを考えるより、無理なく少しずつでも、できることをできる人が助け合って課題を解決していくことが大切ではないだろうか。その心根を持っていける人の背中を純粋な子どもたちがしっかりと見ている。その活動は、とても地味で長い時間を要するが、教員も保護者・地域も、子どもたちの成長を信じていく先に、コミュニティ・スクールのDNAが必ず受け継がれていくと思う。

提言（２）地域住民や保護者等の多様な人材の参画促進

コミュニティ・スクールを核に、地域とともにある学校づくりを一層推進していくためには、まずは、多くの保護者や地域住民が、地域にある学校の運営や地域行事等へ積極的に参画することが大切である。実際の活動を通して、保護者、地域住民が、学校を中心とした地域全体をより良くすることができるという達成感を味わうことが、今後の地域行事等に改めて参加しようという意欲につながるものと考えられる。

しかし、実際には、理想に描くほどの人材を集めることは困難な現状がある。では、なぜ、多くの保護者や地域住民を、運営側の人材として集めることが難しいのか。その理由には、大きく２点あると考える。

１点は、コミュニティ・スクール委員会を中心とした組織の仕事に対するイメージである。様々な役職を担い、市全体で活躍をされている方々が、現在のコミュニティ・スクール委員会の委員を務めていることから、コミュニティ・スクール委員会の仕事がとても大変なことだというイメージをもたれている可能性がある。そのことから、保護者や地域住民が、その役割を担うことに対して自信がないと感じていることが一つの要因だと考える。

このことについては、少しの負担でそれなりの達成感を味わえる内容に、作業を細分化するなど、参画へのハードルを下げることが考えられる。多くの保護者、地域住民が参画することが、一層、多くの人材を集めることにつながり、ネットワークの強化が図られると考える。

２点は、コミュニティ・スクール委員会が行っている取組や児童・生徒とのかかわりについて、十分周知されていないことである。各コミュニティ・スクール委員会では、広報誌を作成するなどして、その取組を発信しているが、市民全体にその周知が図られているとはいえない。特に、コミュニティ・スクール委員会委員として各学校の取組に携わることが、委員自身の喜びにつながっていることなど、委員になることのメリットに照準を当てた発信は、これまであまり行われていない。「自身の子どもが通っていた頃には、仕事等を理由になかなか学校に関わることができなかったけれど、子育ても落ち着き、空いた少しの時間を今の学校に生かしたい。」思いをもちながらも、その機会を逸している地域人材は少なくないと考える。積極的な情報発信が、コミュニティ・スクール委員会への多様な人材の参画につながり、やがてそれが、新たな学校での取組につながっていくとともに、コミュニティ・スクール委員会が活力をもち、持続的に運営されていくことにつながっていくであろう。

これら２点の課題を解決することで、学校を核とした地域コミュニティが構築され、学校に関わる当事者が増えていくものと考えられる。そして、無理ない範囲で、できる人が相互に助け合い、課題を解決していく緩やかなネットワークを形成することで、幅広い年代や立場の地域人材を掘り起こし、人材の裾野を拡げていくことが

可能となる。学校を核とした地域コミュニティの中で、子どもたちは多様な人との関わりをもつことができ、住民にとっては、子どもたちと出会う機会が増え、子どもや校区住民にとって、新たな取組が生まれる場となる。

子どもたちは将来の地域の担い手でもある。小・中学校で育まれた地域への愛着や興味・関心を更に発展させ、地域を担う人材へと成長を促進していくことも重要な視点である。コミュニティ・スクールを通じて地域に育てられ、成長した若者が次の世代の子どもたちを育成する担い手となっていくことで、コミュニティ・スクールの取組を通じた人づくりと地域づくりの好循環につながっていくことが期待される。

コミュニティ・スクール委員としての資質・能力を備えた人材を最初から求めることは難しいが、学校に協力的で子どもとの関わりに熱心な地域の人材を将来のコミュニティ・スクール委員会の委員候補として、育成していくことができる。このように、地域のボランティアや保護者など個人としての関わりにとどまらず、地域の多様な主体との連携を深めることにより、地域とともにある学校づくりに対し、参加から参画へ、協力から協働へと具体的な行動を働きかけていくことが求められる。

【委員の意見】

持続可能なコミュニティ・スクールにするためには、校区住民による学校を核として地域コミュニティが作られることが望ましいと思う。本校には「おやじの会」というサポート組織がある。一中在校生、卒業生の保護者のうち、主旨に賛同する希望者から構成されている。細やかな規約や費用負担がなく、イベント等はSNSによって周知され、「無理せず、できるときにできる人が参加する」をモットーに緩やかにつながっている。「おやじの会」には新しい保護者の中からも入会者がいるため、年々世代が広がっている。この「おやじの会」は、学校を中心とした新しい地域コミュニティに成長していく可能性を秘めていると感じる。

【委員の意見】

学校の教育活動の課外の部分で、PTA活動と連携・連動することによって、同じように子どもたちを思う気持ちを共有するとともに、大人自身が一緒に楽しむことができると、互いが知り合い協働・参画への関心ももてるのではないか。また、「コミュニティ・スクール委員プラス」のような人材を募集し、一緒に活動する仲間から始め、ゆくゆくは委員として引き継げる（引き継ぎたいと思える）ようにしていくとよいと考える。

【委員の意見】

どのような人材が求められているのかコミュニティ・スクール委員会でしっかりと検討していくことが第一歩である。一番の人材は保護者、地域の方である。無理なく日常の延長として子どもたちが楽しく学校生活を送ることができるように、「できるときに参加・協力する」、緩やかなネットワークの中から子どもと一緒に成長できる活動の実践を通して、連綿とネットワークが維持できるものと思う。

〔委員の意見〕（移動）

地域にコミュニティ・スクールを浸透させ広げていくには、新たな人材の発掘が必要であり、引き継いでいくことのできる流れを作ることが課題である。また、保護者への PR が必要である。コミュニティ・スクール委員がどのように学校運営の力になっていただいているかは伝えているが、その意義や今後の見通しについては伝えていくことが課題である。

〔委員の意見〕（移動）

本校のコミュニティ・スクール委員会は、学校運営協議会としての役割はもちろんのこと、学校支援地域組織としての学校支援を大変活発に行っているのが特徴である。委員のメンバーは、幅広い人材で構成されており、なかでも PTA 活動を中心になって推進してきた経験者が多い。学校、コミュニティ・スクール委員会、PTA の距離が近く、良好な連携がとれている。

一方で、コミュニティ・スクール委員会の学校運営協議会としての機能について、保護者や教職員の理解が浅いと感じる。コミュニティ・スクール委員会の活動を積極的に発信し、理解を深めることが課題である。

提言（3）地域と学校の連携・協働の中核となる人材の確保

コミュニティ・スクール委員会の活動を強力に推進するためには、「核となる人材の育成」が不可欠である。本市のコミュニティ・スクール委員会は、学校地域支援組織の学校支援コーディネーターが委員となっており、その役割を担っている。

学校支援コーディネーターは、学校支援活動等において、学校と地域の協働活動が円滑かつ効果的に実施されるよう、学校や地域住民との連絡調整、活動の企画等の役割を果たしている。コミュニティ・スクール委員会と学校支援地域組織の一体的な取組を推進するには、このコーディネート機能が不可欠である。行政や学校には人事異動があり、数年ごとに人が入れ替わってしまうことから、地域の人材がコーディネーターを務めることが、「持続可能な仕組みづくり」にも直結する。そのため、コーディネーターとして活躍できる人材を積極的に確保していくことが必要になる。

コーディネーターには、地域の実態を広く把握し、学校を核にしたまちづくりという理念を具現化できる資質・能力が求められる。そのため、PTA 活動の経験者や町会経験者、社会教育団体指導者、民間企業退職者、元学校教員等、多くの経験を有する人に声をかけ、研修会や交流会を開催していくことが有効である。

一方、各学校の教員がコミュニティ・スクール委員とどのようにかかわるかも、大きな要素である。学校の教員から、「いつもありがとうございます。」「委員の皆さんが手伝ってくださるので、本当に助かっています。」と声掛けされることが、次の活力につながる委員も少なくない。学校の窓口となっている担当教員に限らず、学

校組織全体で委員と密接にかかわり、一緒に子どもたちを育てていくという機運を高めていくことも、地域人材を確保していく一つの要因である。教職員に向けた啓発を図っていくことが期待される。

〔委員の意見〕

学校支援地域組織による教育活動に関して、一つの教育活動に固執してしまうと学校の力だけで持続可能なものとするのは大変難しいと考える。地域内で指導をすることができる人材を継承していくことが必要であり、そのことを学校運営協議会で検討することになる。学校支援地域組織のメンバーだけでなく、可能ならば学識等が入ることにより、道は開けていくのではないかと思う。

〔委員の意見〕

コミュニティ・スクール委員とPTA会長がほとんど同じ動きをしている。学校も同じである。三者が同じベクトルで同じ方向を向いて取り組んでいる。本校のコミュニティ・スクール委員は、PTA活動を推進してきた経験者が約半数を占めており、PTA活動をより活性化させることが今後のコミュニティ・スクール委員の確保に繋がっていくものと考えている。

提言（４）学校支援地域組織とコミュニティ・スクールの一体的推進による人材育成

文部科学省は、コミュニティ・スクール委員会の設置を柱とした「地域とともにある学校づくり」と社会教育のフィールドで行われる、地域学校協働活動の推進による「学校を核とした地域づくり」、これら両者の体制が、お互いに関わり、補完し合いながら、一体的に推進していくことを推奨している。

そして、福生市では、学校支援地域組織が地域学校協働活動の役割を担う組織として、コミュニティ・スクール委員会と協働して活動を行ってきたことについては、これまで述べてきたとおりである。

さて、持続可能なコミュニティ・スクール委員会という視点から考えた場合には、可能な限り多くの保護者、地域住民に参加していただき、その裾野を広げていく取組が必要であることについて、本章の（２）で述べた通りである。これは、学校支援地域組織が拡大していくことであり、ともすると、そのことがコミュニティ・スクール委員会との一体的な推進を難しくする可能性を含んでいる。

だからこそ、福生市教育委員会が実施している「福生市コミュニティ・スクール総会」などの取組を大切にし、各小・中学校の校区のみならず、福生市全体のネットワークをより強固なものとし、コミュニティ・スクール委員会と学校支援地域組織の一体的な推進が継続されるよう、その在り方を追求していくことを期待する。

〔委員の意見〕

学校評議員、学校関係者評議員の役割は未だ不十分であり、コミュニティ・スクール委員の役割は学校支援地域組織との連携活動に終わることなく、児童の豊かな学校生活実現を目的とした協働を如何に実現するか課題が残っている。ただし、各コミュニティ・スクール委員会の特色を尊重し、本来の役割定着には時間をかけた方がよい。

〔委員の意見〕

コミュニティ・スクール委員会の組織の在り方自体にベクトルが向いている「内的指向」に自分自身も陥っているように思う。地域や保護者の方にコミュニティ・スクールを具象化して示せないもどかしさがある。企画された事業に参加しなくても、それぞれの今の立場で子どもと関わっていることがコミュニティ・スクールであると、意識を変革する努力が必要に思える。そのために、コミュニティ・スクール委員は、子どもを中心に何をどうするか学校支援地域組織としての活動と併せて、学校運営に関わり、校長をはじめ先生方への支援を惜しまない活動を広くSNS等を活用して周知していくことが大事な時期と思う。

1 不登校の概要と現状

（1）不登校の定義

文部科学省では、次の表3のとおり、不登校児童・生徒を「年間 30 日以上欠席した児童・生徒」と定義している。

なお、病気や経済的理由で休んでいる場合は、不登校には含めないとされており、本市もこの定義に従っている。

不登校	何らかの心理的、情熱的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの
病 気	本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者
経済的理由	家計が苦しく教育費が出せない、生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者
その他	保護者の教育に対する考え方、登校についての無理解、家族の介護・家事手伝い等の家庭事情、国内外への旅行等

「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」を基に作成

表3 長期欠席の理由

（2）不登校児童・生徒の支援に対する基本的な考え方

平成 28 年に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下、「教育機会確保法」という。）が公布された。教育機会確保法は、不登校児童・生徒に、学校外での多様な学びの場を提供することを目的とした法律である。「教育機会確保法」の第三条には、教育機会の確保等に関する施策を行うにあたっての基本理念が示されている（図3参照）。

また、「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（令和元年 文部科学省）では、不登校児童・生徒への支援に対する基本的な考え方として、支援の視点が示されている（図4参照）。

これまでは、不登校対策として、「学校復帰」が前提とされていたが、「教育機会確保法」によって、「学校復帰」から「社会的自立」を目指すことへと不登校児童・生徒の支援に対する基本的な考え方が大きく変わった。

(基本理念)

第三条 教育機会の確保等に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- 一 全ての児童・生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が、図られるようにすること
- 二 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童・生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること
- 三 不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること
- 四 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること
- 五 国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようにすること。

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」より一部抜粋

図3 「教育機会確保法」に示された基本理念

1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

(1) 支援の視点

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味をもつことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。

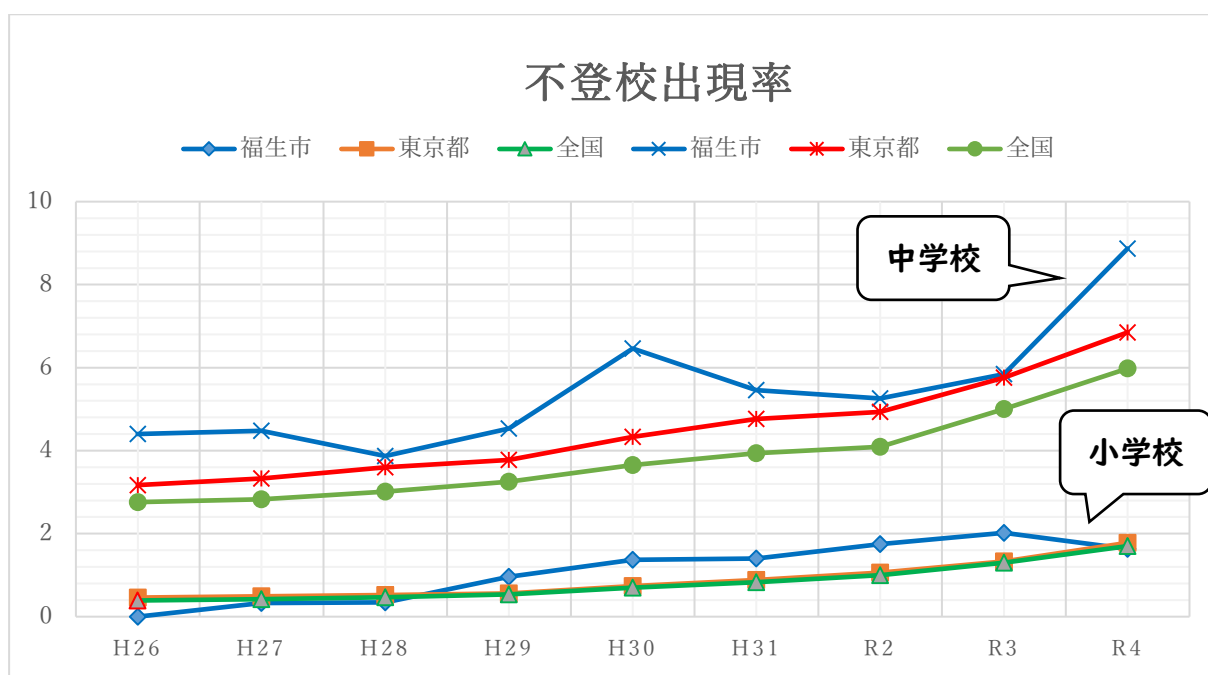
「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」より一部抜粋

図4 不登校児童・生徒への支援に対する基本的な考え方

(3) 不登校児童・生徒数

近年、不登校児童・生徒数は増加傾向にある。全国の不登校出現数は、平成26年度で122,897人であったが、令和3年度では244,940人と7年間で約2倍の増加となっている。増加傾向は東京都、福生市も同様

不登校出現率の増加は、本市においても同様であり、本市の不登校出現率は、全国や都の平均を上回っている現状がある（図5参照）。



「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より

図5 不登出現率の推移

平成25年度から令和4年度までの本市における不登校者数及び出現率は次の表4のとおりである。

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	人数	15	5	8	8	23	33	33	41	46	37
	出現率	0.59	0.20	0.33	0.34	0.96	1.37	1.4	1.75	2.02	1.63
中学校	人数	76	54	55	46	52	72	58	55	62	92
	出現率	6.09	4.40	4.48	3.87	4.53	6.46	5.46	5.26	5.84	8.87

表4 福生市における不登校者数及び出現率の推移

本市における不登校者数は、令和4年度においては、小学校は37人で令和3年度より9人減少、中学校は92人で令和3年度より30人増加している。また、令和4年度における不登校出現率は、小学校が1.63%、中学校が8.87%となっている。

(4) 不登校の要因

児童・生徒一人一人の不登校になった理由は様々であるが、表5に示したとおり、要因は大きく3つに分けられる。

学校に係る状況	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ ・いじめを除く友人関係 ・教職員との関係 ・学業の不振 ・進路に係る不安 など
家庭に係る状況	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭の生活環境の急激な変化 ・親子の関わり方 ・家庭内の不和
本人に係る状況	<ul style="list-style-type: none"> ・生活リズムの乱れ、あそび、非行 ・無気力、不安

「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より

表5 不登校の要因

一つは、学校に係る状況である。友人や教職員との関係、学業、進路、部活動などの学校生活を送る上での問題に起因する要因である。

二つは、家庭に係る状況である。家庭環境や親子の関わり方など、家庭内における問題に起因する要因である。

三つは、本人に係る状況である。周囲の環境ではなく、本人の精神的、心理的な問題に起因する要因である。

不登校は、誰にでも起こり得るものであり、不登校になっていること自体は、問題となる行動ではない。教育機会確保法で示されているとおり、不登校になった子どもを問題視するのではなく、「学校に行きたいのに行けない」、「安心して学校に通えない」という状況があれば、子どもに寄り添い、最善の支援を探っていくことが大切である。

【委員の意見】

いじめによる不登校であれば、重大事態に認定される。その意味からすると、福生においてはいじめが原因で不登校になっている子どもは増えている傾向にはないと考える。ただし、いじめが原因で不登校になっている子どもが過去にいなかったかというところとはいえず、因果関係を特定することは難しい部分がある。

2 不登校児童・生徒への支援について

(1) 学校が取り組む10の行動

本市では、「福生市立学校の不登校総合対策 全ての子ども笑顔が輝く学校を目指して」を指針とし、次の「学校が取り組む10の行動」に取り組んでいる。

1 不登校を生まないための5つの予防策

- (1) 魅力ある学校、学級づくり～居場所づくりときずなづくり～
- (2) 欠席する旨、保護者から連絡が入ったときの対応の徹底
- (3) 欠席当日の対応
- (4) 連続欠席3日の対応、連続欠席7日の対応、早期支援についての徹底
- (5) スクールカウンセラー、臨床心理士による個別面接

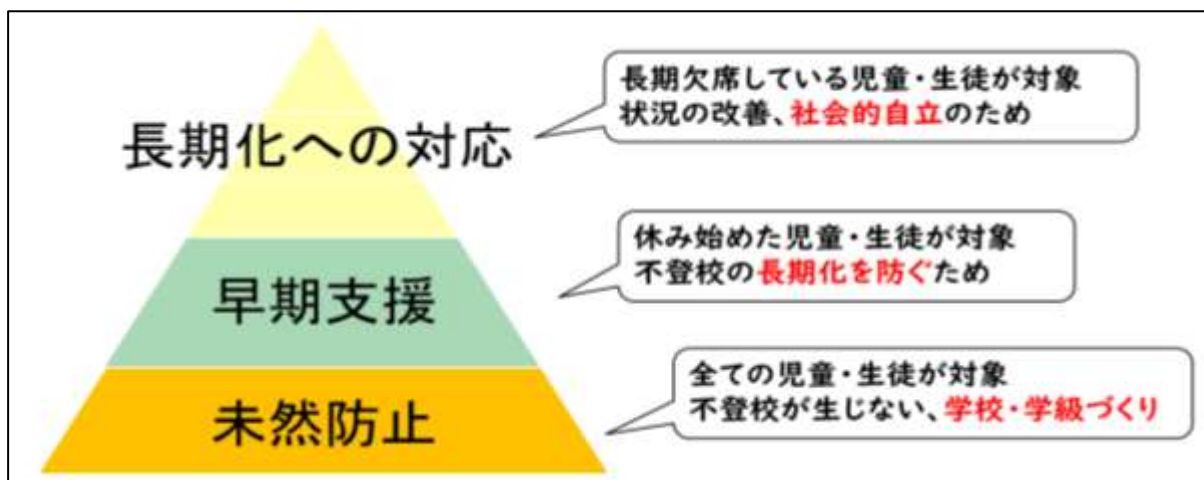
2 子どもの現状を改善するための5つの支援策

- (1) 「児童・生徒欠席状況一覧」「長期欠席児童・生徒個別支援カルテ」の活用
- (2) 不登校児童・生徒連絡会議の設置と活用
- (3) 保護者との連携、児童・生徒へのメッセージ
- (4) スクールカウンセラーや教育相談室、家庭と子どもの支援員との連携
- (5) 「そよかぜ教室」との連携

「福生市立学校の不登校総合対策 全ての子ども笑顔が輝く学校を目指して」第2章より

(2) 学校における支援の「三つの段階」

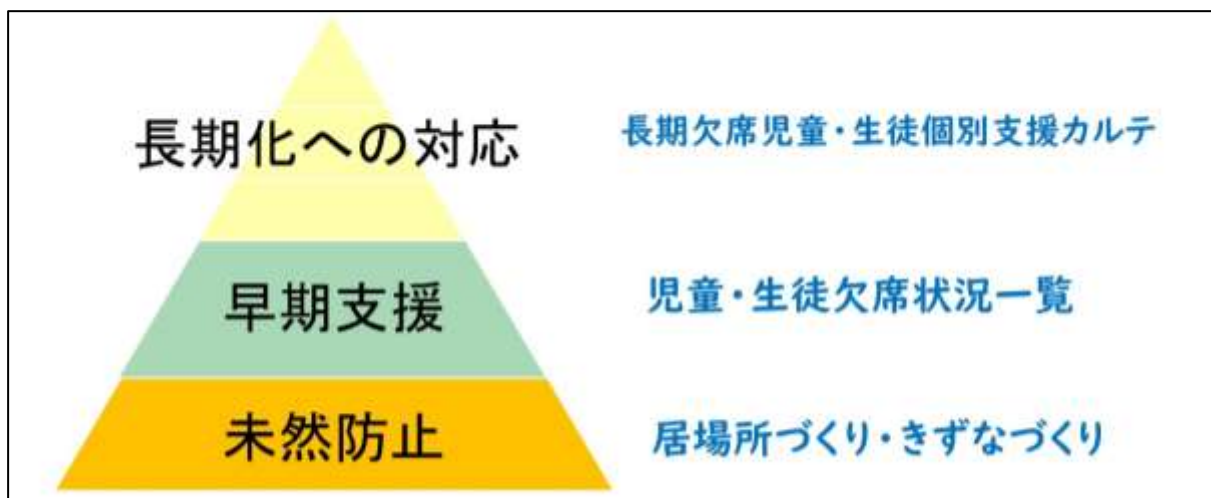
東京都教育委員会の「児童・生徒を支援するためのガイドブック」では、不登校児童・生徒への支援について、「未然防止」、「早期支援」、「長期化への対応」の三つの段階が示されている(図6)。特に、教育機会確保法の「すべての子どもが学校に通うことができる」という観点から、未然防止の取組の重要性が高まっている。



「児童・生徒を支援するためのガイドブック」(東京都教育委員会)を基に作成

図6 学校における支援の「三つの段階」

各学校において、「学校が取り組む 10 の行動」に取り組んでいるが、「三つの段階」での取組の中から図7で示した3点の取組について紹介する。



「児童・生徒を支援するためのガイドブック」（東京都教育委員会）を基に作成

図7 学校における支援の「三つの段階」と福生市立学校の取組

ア 未然防止 ～居場所づくり・きずなづくり～

不登校の未然防止として、全校で「魅力ある学校づくり」の推進をするため、全教員が、福生市教育委員会発行の「魅力ある学校づくりスタートセット」を活用し、児童・生徒の「居場所づくり・きずなづくり」に取り組んでいる（図8、9）。

本取組では、年間3回の児童・生徒と教員の意識調査を行い、児童・生徒と教員の意識の違いなどに着目した分析を行っている。分析を通して、教員が考えた取組を、児童・生徒はどのように感じているのか、効果はあったのか、教員の思いが先行していないか、などの視点から、全教職員で、自校の取組を「居場所づくり・きずなづくり」の視点で点検し、児童・生徒のニーズに合った教育活動に改善していく。

魅力ある学校づくり
～スタートセット(福生市版)～

この冊子は、各校で魅力ある学校づくりに取り組むことができるように作成したものです。先生方一人一人がこの冊子をもっとも活用し、力を合わせて魅力ある学校をつくります。

魅力ある学校づくりとは・・・
全ての子どもたちが通いたくなる学校をつくることです。一人一人の子どもたちの思いや願いに心を寄せて、授業や行事などの、あらゆる教育活動を「居場所づくり」と「絆づくり」の2つの観点で点検します。「楽しいから学校に行く!」、そんな学校を教職員が一丸となって楽しく目指します。

参考：FDCA・3＝不登校・いじめの未然防止（国立教育政策研究所）

福生市における不登校の状況

学年	不登校者数	出席者数
小中3年度	57	51
小中4年度	98	65
小中5年度	98	65

★本誌の使い方★

- 1 読者アンケート、魅力ある学校づくりの現状を把握する。
- 2 読者アンケートの結果を踏まえ、教育活動の改善点を探る。
- 3 読者アンケートの結果を踏まえ、先生方の思いをつよめる。
- 4 読者アンケートの結果を踏まえ、調査研究の方法を確立する。
- 5 読者アンケートの結果を踏まえ、調査研究の方向性を定める。
- 6 読者アンケートの結果を踏まえ、アンケート調査を実施する。
- 7 読者アンケートの結果を踏まえ、アンケート調査の結果をまとめる。

福生市教育委員会

図8 「魅力ある学校づくりスタートセット」

【魅力ある学校づくり】 →すべての子どもたちが通いたくなる学校 を子どもたちの声に耳を傾けながら、教 職員が一丸となって楽しく作る。	学校や学級をすべての児童・生徒にとって 安心・安全な場所にする 居場所づくり
	日々の生活で全員が活躍し互いが認めら れる場や機会を設定する きずなづくり

図9 「魅力ある学校づくり」と「居場所づくり・きずなづくり」

福生第二中学校では、令和4年度から東京都教育委員会の指定を受け、「不登校児童・生徒支援調査研究事業協力校」として、学校生活において、学習場面と生活場面に焦点を当てた「居場所づくり・きずなづくり」の取組を研究している(図10、写真1～4)。

【研究主題】 一人一人の生徒が夢や希望をもって生活する学校づくり ～生徒が活躍できる「仕掛け」の工夫～	
学習場面での仕掛け	生活場面での仕掛け

図10 福生第二中学校の取組



写真1 「Good Action」



写真2 「いじめ防止標語」



写真3 学年レク



写真4 定期考査説明会

イ 早期支援 ～児童・生徒欠席状況一覧～

早期支援では、休み始めた時期の違いによって、休みが長引くか、早期復帰となるか、分かれ道であるため、児童・生徒の欠席状況の把握を重要視している。

そのため、図 11 のように、病気等の理由以外で3日間、7日間と休みが続いた時は、学校は家庭訪問や面談を実施し、状況を把握するようにしている。状況を把握した学校は、13日以上欠席した児童・生徒については、「児童・生徒欠席状況一覧」(図 12)にまとめて教育委員会に報告し、学校と教育委員会で対応を協議する。

特に、長期欠席をしている児童・生徒の理由は、今後の支援を考える上で、重要になるため、学校と慎重に協議をしている。

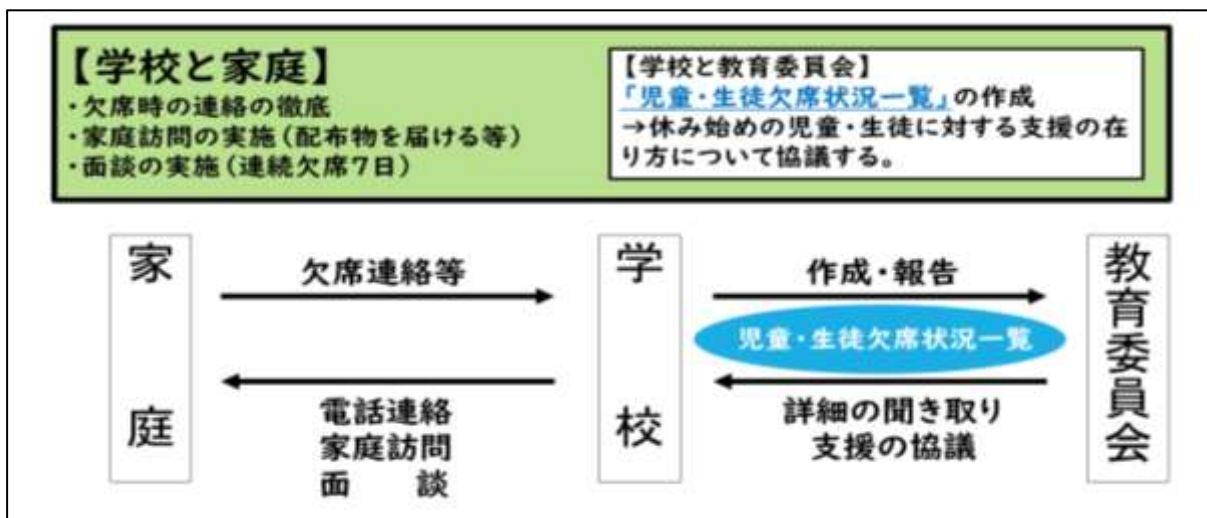


図 11 児童・生徒欠席状況調査による早期支援の取組

令和5年度 児童・生徒 欠席状況一覧 (11)月

学校名		福生市立第●●学校									
通し番号	学年	組	性別	生年	氏名	フリガナ	欠席日数	主な担当 (関係機関)	長期欠席の詳細 ①主な欠席理由ひとつにつき○をつける ②長期欠席が継続している原因(きっかけ) ③今月の状況と対応した内容の詳細 ④今後の方針		
児童・生徒1	5	1	男	○	福生 太郎	フシタ タロウ	13 (51)	担任名 養護教諭 その他 教育相談	○	継続	①4年時の運動会の時に友人とトラブルが起こる。運動会までは出席していたが、その直後友人関係が元に戻ることなく、本人も復学を先にするようになり、休*に欠席日数を増やしていった。 ②そのよ*で教室に参*回、休*せずに通学した。週に1回は休*の空き時間に学校に登校し、今週の学習内容の復習を受けつつ、生活の様子等の話をした。本人は復学を断念することは決まっており、今月は復学の話を進めてくれた。保護者とは週に一回電話でやりとりをした。 ③そのよ*で教室への参*回は継続する。学校復帰に向けたアプローチを保護者と一*に強化していく。ま*か月後の授業参*会に参加することを目標に、学校で色*ご時間を増やす。まずは全休期間中に参*会をする。
児童・生徒2	2	2	男		寺原 雄大	テラハ ユウダイ	20	担任名 養護教諭 病院	○		①福生病院にて、急性性運動障害の診断を受けた。特に休み明けは朝起き上がる事ができない日が多く、欠席もしくは遅刻することが多い。 ②月曜、火曜の欠席が目立った。保護者は休*が長い時は無理して行かせないという方針で、休*が長い時は必ず連絡をくれた。休*の日には連絡を入れ、次の日の様子も伝えた。 ③継続する。
児童・生徒3	4	1	女		加美平 花子	カミヘイ ハナコ	14	担任名	○		①親の仕事と都合で海外に行くことがある。様子確認のため、本人もそれについていくため欠席する。本人が学校に参*している。 ②今月は欠席はなかった。 ③欠席があった場合は、学習の遅れがないよう、家庭学習のフォローや授業参*時間の確保を行う予定である。

図 12 児童・生徒欠席状況一覧記入例

ウ 長期化への対応 ～長期欠席児童・生徒個別支援カルテ～

長期化への対応では、「つながりを切らさないこと」を大切にしている。社会的自立に向けて、不登校児童・生徒は、周りの大人と信頼関係を築くことが重要とされている。学級担任はもちろん、関係機関と連携し、当該児童・生徒の状況に応じたきめ細かい支援を実現させる必要がある。

そのため、図13のように、学校と教育委員会は、「長期欠席児童・生徒個別支援カルテ」(図14)をもとに対処を協議している。特に、関係機関との連携の状況については、丁寧に聞き取りを実施している。令和3年度の「問題行動等調査」によると、不登校児童・生徒の3人に1人は、専門的な支援を受けていないことが明らかになっている。本市では、ほぼ全ての児童・生徒が専門的な支援を受けることができている。

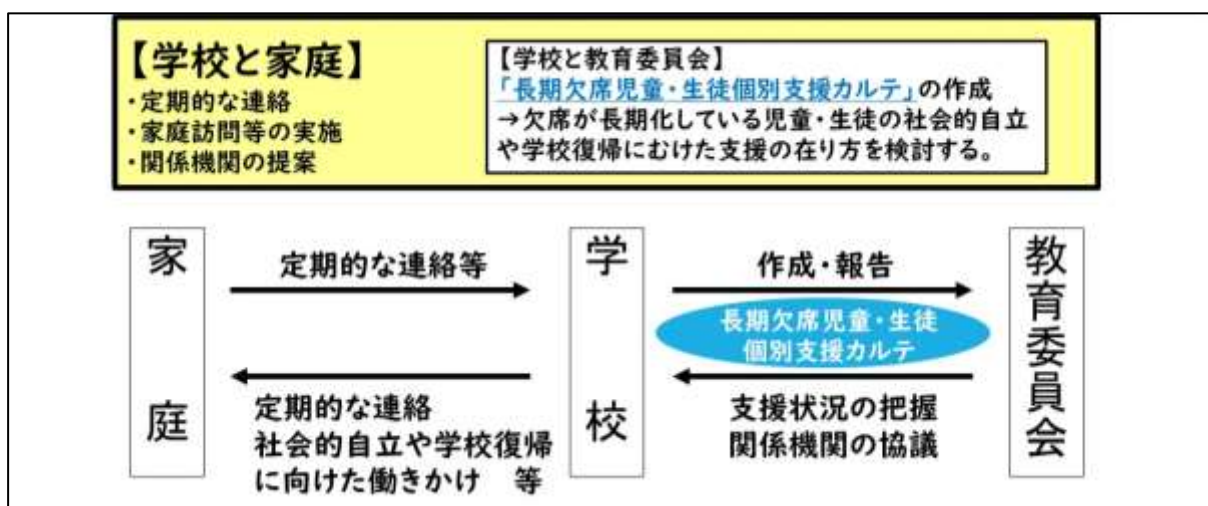


図13 不登校児童・生徒個別支援カルテによる長期化への対応の取組

The image shows a detailed form titled "表面 令和2年度 長期欠席児童・生徒 個別支援カルテ" (Cover of the Individual Support Card for Long-term Absentee Children/Students, Heisei 2 Fiscal Year). The form is organized into a grid with columns for dates and rows for various support activities and observations. There are several callout boxes with pink and blue backgrounds providing additional information or instructions. The right side of the form is labeled "8月 概要" (August Summary).

図14 不登校児童・生徒 個別支援カルテ様式

(3) 福生市教育委員会が展開する7つの対応策

「福生市立学校の不登校総合対策 全ての子ども笑顔が輝く学校を目指して」を指針とし、次の「教育委員会が展開する7つの対応策」に取り組んでいる。

- 1 不登校特例校分教室 福生第一中学校7組の取組
- 2 スクールカウンセラーの活用
- 3 教育相談室の活用
- 4 スクールソーシャルワーカーの活用
- 5 家庭と子どもの支援員の活用
- 6 「そよかぜ教室」の活用
- 7 「福生市子ども家庭支援センター」等。関係機関との連携

「福生市立学校の不登校総合対策 全ての子ども笑顔が輝く学校を目指して」第2章より

(4) 関係機関との連携

図15は「教育委員会が展開する7つの対応策」に示されている関係機関との連携のイメージである。

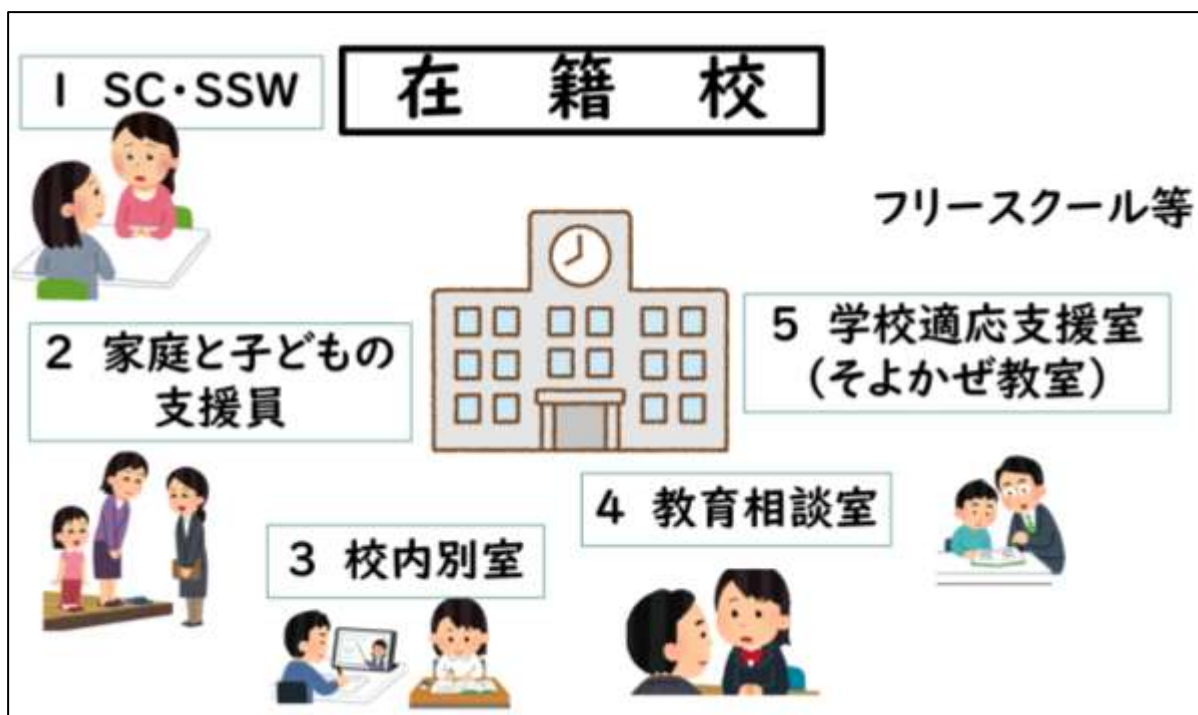


図15 関係機関との連携イメージ

第一は、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）による相談である。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは、東京都教育委員会の検証事業を受け、増員させ、一人でも多くの児童・生徒の支援にあたっている。相談件数も増えている。

第二は、「家庭と子どもの支援員」との連携である。学校に登校できない児童・生徒に配布物を届けるために家庭訪問したり、登校支援したりしている。

第三は、校内別室の活用である。校内別室は、学校には行けるが、教室には入りづらい児童・生徒等のための居場所である。不登校の兆候がある早期段階において、学校で安心して心を落ち着かせ、児童・生徒のペースで個別の学習支援や相談支援を行うことで、学習の遅れや人間関係など、不安要素を解消し、学習や進学への意欲を回復する効果が期待されている。

第四は、教育相談室の活用である。学校以外の相談場所である教育相談室では、心理士などが保護者から話を聞き、様々な視点からアドバイスをしている。不登校に関する相談件数は増加傾向にある。

第五は、学校適応支援室「そよかぜ教室」の利用である。学校に通いづらくなった児童・生徒が、学校復帰を目指すための居場所の一つである。「子ども応援館」の2階にあり、非常勤教員や支援員が学校復帰に向けたサポートを行っている。教育相談室と同じフロアにあるため、連携して児童・生徒の支援を行っている。

また、「そよかぜ教室」ではなく、民間のフリースクールに通うことも、その子に応じた支援の一つである。

(5) 不登校特例校分教室 福生第一中学校 7組

「不登校特例校」とは不登校児童・生徒を対象として、文部科学省が認める場合に、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する学校である。

東京都教育委員会は文部科学省と協議の上、「将来的に学校又は分校としての不登校特例校へ移行することを前提とした分教室の形の不登校特例校」の仕組みを構築し、不登校特例校（分教室型）を「東京版不登校特例校」と位置付けた。

不登校特例校は全国にも24校しかないが、本市においては、この不登校特例校（分教室型）を令和2年4月に設置した。福生市市民会館2階に教室を設け、「福生市立福生第一中学校 7組」（以下、「7組」という。）として設置している。

7組では、福生版プロジェクト学習の時間と個別学習の時間という独自の科目を設定している。これまでの学校や学習スタイルを変えて生徒にとって魅力ある教育活動を展開するとともに、社会的な自立を支援することを目的に、生徒一人一人に応じた支援を行っている。

★プロジェクト学習★

生徒が将来に向け、自発的に行動できる力を育むため、自分の興味・関心に基づき自分なりの問いを立て、自分なりのやり方で、自分なりの答えにたどり着くことができるようになる学習をします。

★個別学習★

一人一人の学習状況に応じ、ICT機器などを活用して、不登校による未学習の内容を補う学習をします。

令和5年度「7組の案内」より抜粋

3 今後の不登校児童・生徒の支援のための学校の在り方

「教育機会確保法」により、不登校の捉え方は変わっている。全ての児童・生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が、図られるようにすることが大切である。今後の不登校児童・生徒の支援のための学校の在り方を本検討委員会における提言として示す。

提言（1）7組の学校化・分校化による支援体制の充実

在籍校への復帰や社会的自立を目指す学校適応支援室「そよかぜ教室」に比べて、7組は在籍校への復帰が困難な生徒を対象とし、社会的自立に向けて生徒を支援する機能を、より重視している。

令和5年度「7組の案内」では、その特徴を次のように説明している。

「7組」は不登校の生徒が社会的に自立できる力を育てていくために、生徒の状況にあった独自の教育課程を編成していく学びの場です。そして、どのように学ぶかを自分で選択し、自分で決めることができます。ですから、「7組」では学びのスタイルを自分で決めることができ、一人一人に応じた学習レベル、学習量、学習ペースで学習を行うことができます。そのために、「7組」の目的である「社会に出たときの自立した力を育む」ため、居場所機能を充実させ、特別の教育課程に基づく学習機能が充実しています。授業の総時数は通常の8割程度で、不足分を「福生版プロジェクト学習」や「個別学習」の時間で補完します。

令和5年度「7組の案内」より抜粋

令和4年度には7組で3年間過ごした生徒10名が卒業した。卒業式での代表生徒の言葉からは、この7組での学び、とりわけ「福生版プロジェクト学習」を通して得た自信が進路選択の大きな力となったことが伺える。在籍校への復帰が困難な生徒の居場所としての機能を果たすだけでなく、これまでの学校や学習スタイルを変えて生徒にとって魅力ある教育活動を展開することで、誰一人取り残されない学びの保障をしていくことが7組には求められている。

現在の7組は、東京都独自のスキームである分教室型の形をとっている。しかし、本来の不登校特例校には、原則、校舎（教室、図書室、保健室、職員室等）、運動場、体育館などの備えるべき施設等が定められた小・中学校の設置基準を満たす必要があり、将来的には、学校又は分校に移行することが前提となっている。

7組が不登校特例校又は分校になれば、正規教員の増員が見込まれ、より一層安定した指導体制の整備が図られることになる。今後は、7組の学校化・分校化に向けて、早急に設置場所などの検討を進めていくことを期待する。

【委員の意見】

不登校特例校から「学びの多様化学校」に名称が変更になった意味合いも理解できた。誰一人取り残されない学びの保障の「取り残されない」には地域・学校の姿勢が垣間見える。「取り残されない」というこの表現は何としても一人一人に光を当てて、まなざしを送る保障を感じる。

【委員の意見】

児童・生徒の居場所となる所で受けられる支援の中身が大切であり、7組での学習内容や個に応じた支援の充実こそが今求められているのではないかと考える。

【委員の意見】

従来から学校は集団生活を経験するのに必要な校則や時間割を守ってきているが、その仕組みに合わない児童・生徒に通いたいと思える、その子に合った「居場所」があることが登校のきっかけになる。何とか義務教育を終え、その後の社会的自立ができる力が備わるように中学校までの受け皿を見直して児童・生徒が成長することを願いたい。

【委員の意見】

不登校の原因は多種多様で、解決方法もなかなか見つからないが、不登校特例校である7組を充実させ、生徒一人一人に合った時間割、ペースで学習することが望ましいと考える。

【委員の意見】

近年の不登校児童・生徒については、不登校になった要因が多様化している傾向にある。現在、校長として感じることは、ほとんどの不登校生徒の保護者は、我が子の対応に悩んでいるということである。本市における「そよかぜ教室」や一中7組等も含めたアプローチを全教員ができるようにしていきたい。

提言（２）魅力ある学校づくりの推進及び関係機関との連携強化

不登校対策については、「福生市立学校の不登校総合対策 全ての子ども笑顔が輝く学校を目指して」に基づき、様々に取り組んでいる。しかし、不登校出現率は、国や都の数値と比べると依然として高い数値となっている。また、不登校の原因は一人一人様々で複雑であり、対応も異なる。多様化する子どものニーズへの対応について、次の４点について、各校の取組が充実することを期待する。

ア 「魅力ある学校づくり」による未然防止の取組の充実

本市では、「魅力ある学校づくりスタートセット」を用いて各校が魅力ある学校づくりを通して、未然防止の取組に取り組んでいる。児童・生徒が学校に通いたくなると思えるような魅力ある学校づくりは極めて重要な視点である。児童・生徒が自分の居場所を見付けようとするきっかけについては、学校が能動的に発信し続けていく必要があり、引き続き、未然防止の視点での取組を充実させたい。

〔委員の意見〕

多様化する子どものニーズに対し、不登校の原因を解消することより、登校できるきっかけを子どもたちと一緒に考えていく環境を、家庭（保護者）と学校（教職員）で協力して創っていくことが大切である。

〔委員の意見〕

学校は教科の学習だけでなく、自分の話をしたり思いを語ったりすることのできる場所・時間・相手になり得るものだと思います。不登校の背景は様々ですが、これまでの保健室登校のようなワンクッションとなる場所（部屋・教室）や大人の存在が必要だと考えます。現在、それを必要とする子どもは多いと感じます。ＳＣの配置も現在、週に１日ですが、学校に常駐（少なくとも週３日）となればコンスタントな支援につながれると思います。

イ 児童・生徒の発達の特性に応じた支援

不登校児童・生徒には、発達の特性がある児童・生徒も一定数いることが考えられる。そのため、発達障害を理解し、児童に応じた適切な対応方法や支援方法の手だてを講じる必要がある。

〔委員の意見〕

不登校になっている子どもたちの中には、発達に特性があったり、医療にかかっていたりする子どもが実際に存在している。その子どもたちは、過度な不安等によって混乱が生じ、学校に通えない状況がある。そのため、教員が発達障害を理解して、その子どもたちに接していかないと難しい。

ウ 小学校と中学校の一貫した不登校対策の推進

文部科学省の発表では、不登校児童・生徒数は約 30 万人であり、中学校の比率は約 6 %となっている。この比率から考えると、1 学級に約 2 人の不登校生徒が出現するということになる。このことは中学校だけの対応の問題ではなく、子どもたちの発達の段階にもよるところが大きいと考える。小学校の段階から不登校対策としてやるべきことをしっかりと行い、連携を深めながら中学校で指導をしていくということが重要である。今後は、小学校と中学校がこれまで以上に情報を共有し、義務教育 9 年間で継続した支援を行っていくことが大切である。

【委員の意見】

転学や上級学校に進学する際には、児童に行っていた合理的配慮等の支援をつなぐことが大切である。適切な引継ぎを行い、支援を途切れさせないようにするとともに、転学・進学先と連携し、適応状況を踏まえた児童・生徒のフォローを行っていくことも大切である。

【委員の意見】

不登校の原因は様々ある中で、一つは小学校から中学校に進学するタイミングの人間関係がある。その対策としては、小中一貫教育が正しいと思うので、なるべく早く導入できるように検討していただきたい。

エ 関係機関との連携強化

児童・生徒や保護者のニーズを引き出しながら、児童・生徒の社会的な自立という長期的な目標に向けて支援を考えていく必要がある。その際、学校復帰だけを目指すのではなく、児童・生徒にとって本当に必要な支援につなげていくこと、受け皿となる選択肢をできるだけ多く用意し提案することも重要である。

【委員の意見】

不登校児童・生徒に対しては、「COCOLOプラン」にある「つながりイメージ」図のように、学校もしくは外部機関のうち、大人の誰かが直接的につながることを目指し継続する。

【委員の意見】

家庭環境が不登校の原因になる例も少なくないため、学校だけでは踏み込めない、抱えきれない課題に対して、外部団体との連携を強化していく必要性を感じている。

【委員の意見】

子どもに寄り添い、一人一人の状況に応じた支援、また、その家族に対しての支援をしていくためには、様々な機関と連携した「チーム支援」を継続していく必要性を実感した。

提言（３）コミュニティ・スクールを核とした地域社会ネットワークの構築義務教育修了後の継続

中学校を卒業後、例えば高等学校を中退してしまうこと等へのアプローチについては難しい現状がある。「アフター義務教育」を踏まえた新しい学校の在り方や学校以外の支援の在り方についても考えていくことは大切な視点であると考えます。

本市では、市内にある小・中学校 10 校全てがコミュニティ・スクールに指定されている。地域の中の学校として、今後益々、地域住民の力を借りる場面を増やしていく中で、地域で子どもを育てるという視点を大切にしたい。保護者・地域住民を含めたチームとして不登校対策に取り組むことが、義務教育修了後の継続した支援につながっていくものと考えます。

【委員の意見】

学校でのコミュニティ・スクールの関わりが益々高まっていることを再認識したい。市民の方々と「地域で子どもを育てる」意識を共有できる社会を実現していきたいと思う。

【委員の意見】

不登校児童・生徒の支援では、学校だけでなく、保護者や地域との連携も重要である。本校では、PTAやCS委員会の皆さんが豊かな学びにつながる体験活動等、子どもたちにとって魅力的なイベントを実施してくださっており、不登校児童の参加につながっている。

【委員の意見】

「不登校は問題行動ではない」との認識が定着する中で、不登校の根底には児童・生徒が学校や社会のしんどさ、言い換えれば生きづらさを感じていると思える。不登校の子一人ひとりをケアするには対処療法でしかなく、根本は学校だけの問題ではなく社会全体の課題として取り組むことが求められる。

【委員の意見】

「サーチライトを当てていく」という意識を常にもっていくことの重要性を教職員と共有したい。子どもと一本の太いロープでつながり、細くてもたくさんの糸（あらゆる関わり）で地域と結んでいくことを再認識したい。定期・不定期を問わず、コミュニケーションをとることが重要と考える。

【委員の意見】

不登校児童・生徒の支援の中で、児童・生徒にとって年齢が祖父・祖母にあたるCS委員ができることがあれば、福生市のCS活動の新たな取組となる。各学校のCS委員会の枠に囚われない社会的自立への新たな取組を考えたい。